

第7節 生活環境の保全

1 環境汚染の未然防止

大気、水、土壌等の環境の質を回復・保全し、市民が安全で、健康に暮らせるよう公害防止対策を強化するとともに、汚染物質等の排出の一層の低減と適正管理を図っていきます。

環境負荷の低減を図るために、公共事業や特定事業等の環境配慮を推進します。

環境管理システムの整備など、環境保全に配慮した事業所数を拡大します。

<実施事業等>

(1) 公害防止対策の強化

ア 公害監視の強化

公害を未然に防止するため、法令に基づき届出時の指導、立入調査結果に基づく指導等を行っています。

大気環境の保全	第2章 第7節 2	} 参照
水環境の保全	第2章 第7節 3	
音環境の保全	第2章 第7節 4	

イ 環境監視センターの充実

環境監視センターの施設機器は、平成2年度の本庁舎への移転時以前に購入されたものが多く老朽化が進んでおり、また環境中の規制物質の増加及び規制値の強化に伴い、より低濃度の測定が要求されているため、計画的に機器の更新計画を立て、分析体制の整備ならびに分析精度の向上を図っています。

平成19年度に実施した事業は次のとおりです。

分析精度の向上のために、分析方法の改善や、業務の効率化のために分析工程等の見直しを行いました。

また、ガスクロマトグラフ質量分析計の更新を行い、微量有機化学物質測定業務の充実を図りました。⁽²⁰⁾

(2) 特定事業等の環境配慮の推進

ア 特定事業等の事前協議等

「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」では、生活環境を阻害するおそれのある事業を「特定事業」または「大規模建設等事業」と定め、これら事業を行おうとする者は、環境保全の配慮について、予め市長と協議等を行うこととしています。

特定事業は、土地区画形質を変更する事業、生活環境を阻害するおそれのある事業、中高層建築物の新築等に係る事業のうち一定規模以上のものであり、大規模建設等事業は土地区画整理事業や市街地再開発事業、大規模小売店舗等の建設事業です。

生活環境を阻害するおそれのある事業に係る事前協議の状況は次のとおりです。⁽²⁰⁾

生活環境影響事業の事前協議件数

事業の種類	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
物品の販売業を営む店舗	6	2	1	5	5
病院	0	2	1	0	2
工場又は作業場	11	17	10	14	10
駐車場又は自動車ターミナル	0	0	0	0	0
倉庫	0	1	0	0	0
資材置場	0	0	0	0	0
給油取扱所	1	2	5	5	0
ボーリング場・スケート場・スイミングプ ール・ゴルフ練習場 等	0	1	0	1	0
パチンコ屋、マージャン屋、ゲーム センター 等	3	1	3	0	0
飲食店又は喫茶店	6	7	7	5	2
牛、馬、豚、猪、鶏を飼育する施設	0	0	0	0	0
合 計	27	33	27	30	19

(3) 環境保全協定の締結

大津市では、工場等からの水質汚濁や大気汚染、騒音、振動等の公害防止対策をさらに進めるため、昭和50年代から大手製造業を中心とする20社と公害防止協定を締結してきました。

しかし、地球環境問題などの公害以外の環境問題への対応は、規制に馴染まない点もあり、事業者による自主的な取り組みが重要となっています。

このため、それまでの公害防止協定に代えて、環境管理体制の整備や環境負荷の低減、資源循環などの総合的な環境保全活動の推進を盛り込んだ環境保全協定を「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」の規定に基づき平成12年度より締結しています。

平成19年度は新たに1事業所と締結し、有効締結事業所数は62となりました。本協定に基づく環境保全の取り組みについて報告を受け、市ではホームページに掲載するなどして事業者の積極的な活動状況を周知しました。今後も新たな事業所との協定締結を進めるために、情報提供や広報を行っていきます。⁽²⁰⁾

環境保全協定締結事業所

事業所名	締結年月日
大津板紙株式会社 株式会社カネカ 滋賀工場 NECセミコンダクターズ関西株式会社滋賀工場 三洋電機株式会社 総務人事本部 滋賀総務人事センター 東洋紡績株式会社 総合研究所 東レエンジニアリング株式会社 滋賀事業場 東レ株式会社 滋賀事業場 東レ株式会社 瀬田工場 オペロンテックス株式会社 滋賀事業場 日本精工株式会社 大津工場 日本電気硝子株式会社 大津事業場	平成12年11月15日
近江鍛工株式会社本社工場 近江電子工業株式会社 大津電機工業株式会社 関西ティーイーケー株式会社 株式会社近畿分析センター 湖国精工株式会社 株式会社島津製作所瀬田事業所 島津プレジジョンテクノロジー株式会社 島津メクテム株式会社 新生化学工業株式会社 タカラバイオ株式会社 東レエンジニアリング株式会社瀬田工場 日伸工業株式会社 日本黒鉛工業株式会社 日本電気株式会社関西デバイス研究所 日本電産キョーリ株式会社 日本酪農協同株式会社滋賀工場 株式会社ビッツ 宮川印刷株式会社	平成13年2月26日
イオン株式会社ジャスコ西大津店 株式会社滋賀銀行 生活協同組合コープしが 株式会社西武百貨店大津西武 株式会社西友大津店 株式会社瀬田アーバンホテル 西日本電信電話株式会社滋賀支店 株式会社びわこ銀行 株式会社琵琶湖グランドホテル 株式会社琵琶湖ホテル 琵琶湖リゾートホテル株式会社旅亭紅葉	平成13年10月25日
株式会社暁精工所 エヌワイ工業株式会社 東レテクノ株式会社 東レ・プレジジョン株式会社 株式会社平和堂	平成15年2月25日
近江観光株式会社大津プリンスホテル 京阪電気鉄道株式会社大津鉄道事業部 株式会社クリスタル光学 江州計器工業株式会社 湖南精工株式会社 株式会社東レリサーチセンター	平成16年3月26日
井筒食品株式会社 納谷塗装工業株式会社 洛東化成工業株式会社	平成17年3月24日
江若交通株式会社 寿木材工業株式会社 ゼオンポリミクス株式会社大津事業所 株式会社バルコ大津店	平成18年3月27日
株式会社国華荘びわ湖花街道 株式会社緑水亭びわこ緑水亭	平成19年3月28日
株式会社きくのや	平成20年3月28日

(4) 事業者の環境管理（マネジメント）システムの整備の推進

地球環境問題を中心とした今日の環境問題に対応するには、事業者も活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らすため、自主的かつ積極的に環境保全の取り組みを進めていくことが求められます。環境マネジメントシステムは、そのための有効なツールであり、取り入れる事業者が増えています。

ア ISO14001 認証取得

環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001は、システムを構築した場合、そのことを自ら宣言するか、あるいは外部の機関に証明してもらう(第三者認証)ことが可能です。平成20年5月末現在の天津市内の認証取得数は、63件となっています。(日本適合性認証協会資料より)⁽²⁰⁾

イ 環境管理実施事業所

天津市生活環境の保全と増進に関する条例第107条に基づき、ISO14001の認証取得をしていること、排水等の測定を行っていることなどの要件を満たしている事業所を「環境管理実施事業所」として認定し、公表するとともに、条例に規定する一部の手続きを軽減しています。⁽²⁰⁾

環境管理実施事業所認定事業所(五十音順)(平成20年4月末現在)

事業所の名称	所在地
株式会社カネカ滋賀工場	比叡辻二丁目1-1
NECセミコンダクターズ関西株式会社滋賀工場	晴嵐二丁目9-1
東レ株式会社滋賀事業場	園山一丁目1-1
東レ株式会社瀬田工場	大江一丁目1-1
日本精工株式会社天津工場	晴嵐一丁目16-1
日本電気硝子株式会社天津事業場	晴嵐二丁目7-1

(5) 公害苦情処理等の体制整備

最近の苦情は、市民の住環境に対する意識の高まりを反映して、都市生活に起因するものや感覚、心理的なものまで多様化してきており、いわゆる典型7公害(大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・土壌汚染・地盤沈下)のみならず雑草、ペットの飼育、害虫等々広範囲に及んでいます。

平成19年度の苦情件数は、232件(平成18年度は324件)でした。そのうち、典型7公害に係る苦情は120件(平成18年度は132件)で、その内訳は水質汚濁が5割強を占めました。以下、騒音、悪臭、大気汚染、振動及び土壌汚染の順で、地盤沈下に係る苦情は寄せられていません。また、典型7公害以外の苦情は、そのほとんどが空地の管理に関するもの(雑草の繁茂等による生活環境上の支障)です。⁽²⁰⁾

公害苦情件数の推移

公害の種類		年度									
		平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
大気汚染		26	23	19	13	12	10	14	25	18	12
水質汚濁		26	26	48	42	42	52	29	38	58	62
土壌汚染		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
騒音		19	26	36	24	28	22	18	28	36	27
振動		2	9	5	4	2	2	4	5	4	3
悪臭		24	8	14	12	10	14	16	25	16	15
典型7公害計		97	92	122	95	94	100	81	121	132	120
その他	典型7公害以外	5	2	2	2	3	2	4	11	5	8
	空地(雑草等)	83	90	95	85	111	80	113	122	187	104
合計		185	184	219	182	208	182	198	254	324	232

* 件数は市が当該年度新規に受理したもので、1件の苦情内容が2つ以上の種類の公害にわたる場合は、主な公害の種類を1つとして計上している。

平成 19 年度の典型 7 公害の苦情件数を発生源別に見ると、建設業が最も多く、次いで製造業となっています。

公害の種類別 業種別苦情件数 (典型7公害)

(平成19年度)(件)

公害の種類	発生源																				
	合計	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	水道業	電気・ガス・熱供給	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務	分類不能の産業
大気汚染	9	0	0	0	0	5	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
水質汚濁	24	0	0	0	1	10	4	1	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	3	0	1
騒音	23	0	0	0	0	13	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	4	0	0
振動	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	7	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
その他	19	1	0	0	1	2	2	0	0	1	0	0	5	1	0	1	0	2	0	3	
合計	85	2	0	0	2	35	11	2	0	3	3	0	6	1	1	3	2	10	0	4	

* 発生源が「会社・事業所」の苦情が対象

ア 苦情の処理体制及び処理状況

公害苦情の申立や相談については、公害主管課が窓口となって行うほか、市民相談担当課等を経由して受理するケースもあります。

苦情を受理すると早急に現地調査等を実施し、状況の把握、原因の特定、規制基準の適否確認などを行った後、発生源に対し改善指導や助言を行っています。しかし、調査の結果、法的規制を受けないものや規制基準内の場合もあり、苦情処理に当たっては、双方の言い分を聞きながら解決に努めています。中には、過去からの感情的なもつれや、いきさつが内在しているケースで、行政としての対応に苦慮したり、解決に時間を要するものや、苦情者が納得できる解決に至らないこともあります。⁽²⁰⁾

典型 7 公害以外の苦情は、そのほとんどが空地の管理に関するもの(雑草の繁茂等による生活環境上の支障)で、これについては土地所有者若しくは管理者に対して文書による刈り取り指導等を行っています。⁽²⁰⁾

また廃棄物関係については、平成 16 年 1 月から、不法投棄や散在性ごみなどに対する苦情等の事務処理作業の迅速化・的確化・効率化及び経費の削減を図るため、電話受付を行う「ごみコールセンター」と地図情報システムを連携した「廃棄物収集情報管理システム」を運用しています。平成 19 年度の廃棄物関係苦情受付件数は、野焼き 179 件、放置自動車 21 件、不法投棄 2,401 件でした。⁽²¹⁾